

御船町農業委員会会議録

平成 28 年 9 月 12 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 9 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 9 月 12 日 (月) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員 (20 名)

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 6 番 田中 安男

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 41 号 農業振興地域の整備について
- 9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 9 月の総会を始めさせていただきます。本日は 19 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 19 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 9 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、皆さん 9 月大変暑い中、出席いただき誠にありがとうございます。朝夕になると過ごしやすくなったようであります。台風 12 号が接近しました。被害が増大するのではないかと心配いたしました。上陸は免れまして一段落といったことです。9 月は、台風のシーズンでございます、気を抜かぬよう十分に対策を取って行きたいものです。農家さんも収穫に向けて準備等もでございますので体に十分留意され、日々の作業にあたっていただきたいと思います。早速ではありますが、9 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。19 番 吉住委員 20 番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 37 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 9 月 12 日提出

御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。
議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²
譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇〇・〇〇 〇
譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²
譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇市〇〇△番地△
〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地
〇〇 〇

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇△ 地目畑 面積△m²
譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町大字〇〇△
〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地
〇〇 〇

理由 3 条許可所有権移転です。3 件 3 筆、町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 3 件 3 筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。今回譲渡者が耕作者を探しており、話がまとまり売買となりました。机上配布しております農地法第 3 条の調査書に基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、栗の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第 2 項第 5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も 150 日以上であり認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止要件についても、自ら耕作管

理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条につきましては、担当委員の12番委員お願いいたします。

12 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲渡人が県外に在住されています。所有農地が管理できない為譲受人へ相談したところ売買が成立し今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、サツマイモの栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、14,567 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員2番委員から説明をお願いいたします。

2 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員
議 長 はい、ございません。
意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では③について説明いたします。譲受人が、〇〇市内に在住しておりますが、以前は〇〇に住んでいました。この農地は以前から借り受けており、今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き粟の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、8,269 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、4番委員をお願いいたします。

4 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この方々は、親子間でありませうか。

議 長 そうですか。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員
議 長 はい、ございません。
では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第38号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙
のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成 28 年 9 月 12 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑

面積△m²

大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²

所有者の住所 氏名 大字七滝 2975 番地 中村 幸一

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 植林

②番の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△の一部 地目田 面積△m²の
内△m²です。

所有者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 個人住宅

③番の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²です。

所有者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 個人住宅

④番の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△・△ 地目田 面積△m²です。

所有者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 植林

以上 4 条申請県許可分であります。

議長 はい、ありがとうございました。4 条の申請 4 件 5 筆でした。

①番を事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、5 ページをご覧ください。受付番号①番です。実質審査
表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。
議案書 7 ページを確認ください。〇〇〇集落の鉄塔の近くであ
ります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断して
おります。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の
農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地いずれの
要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対
象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地あ
たります。

面積は、△m²です。

役場より直線で 14km 離れた東側を道路、その他を山林に囲まれた畑地の一角である。約 53 年前までは畑として管理していたが、機械も入らず、傾斜が厳しく、日照も悪い為、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題はないと思われます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑 2 筆△m²を、山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透です。被害防除計画としては、周囲も山林である為支障はないと判断いたします。8 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。9 ページをご覧ください。始末書が提出されております。上記の物件は、約 55 年までは、畑作に利用していた、しかし、道路が狭く、機械が入らないということで、耕作できなくなりました。本来ならば、農地法第 4 条許可を受けて、植林すべきところでしたが、許可も受けずに、昭和 38 年 2 月にヒノキ、杉を植林したことは、重々、申し訳なく思います。したがって、現在は、山林となっております。今後このようなことがないように注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後、注意いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。ということで、始末書をつけていただいております。山林となっている写真を添付しております。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございました。4条山林申請でした。担当委員9番委員説明をお願いいたします。
- 9 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。
- 以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②番の申請の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、11ページをご覧ください。受付番号2番実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。13ページをご覧ください。○○○集落の入口であります。農地の区分といたしましては、第2種農地と判断しております。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地あたります。面積としては、△㎡であります。申請地は、役場より4kmほど離れている。東・南側を町所有地、西側を畑、北側を道路に囲まれた農地であります。熊本地震で被災したため、住めない状況であり、現在町外のアパートに入居しております。近隣の住宅の被害から判断しても比較的被害が少ない地域であり、又、他の土地を購入する予定もない為、自己所有地に個人住宅建設を計画し、今回の農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により確認でき、問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者

は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成 29 年 3 月 1 から平成 29 年 6 月 30 日までの計画であり、問題はありません。計画面積の妥当性は、田 1 筆△m²であり、個人住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。と判断しております。12 ページをご覧ください。事業計画がございます。登記簿上の面積は、△m²ですが、転用し住宅を建設する面積としては、△m²でありますので部分的転用であります。給水に関しては、御船町の公共水道管から給水する計画であります。汚水・生活排水ですが、宅地内に合併浄化槽を設け、浄化水は申請地の北側にある道路側溝へ放流する計画であります。雨水に関しては、宅地内の雨水は自然浸透方式で行い、屋根の雨水に関しては、敷地内に収水枡を設置して、上記同様北側にある道路側溝へ放流する計画であります。14 ページに配置図がございます。農地の手前を転用し、残地は、農地として管理いたします。15 ページに現在の土地の状況を載せております。以上のようなことから事務局といたしましては、許可相当と判断しております。 以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅建設の申請でした。こちらの担当委員は、5 番委員お願いいたします。
- 5 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の申請の説明をお願いいたします。

事務局

はい、16 ページをご覧ください。受付番号 3 番実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。18 ページをご覧ください。〇〇〇集落であります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。面積としては、△m²であります。申請地は、役場より 4k m ほど離れている。東側を道路・南側を畑、西・北側を宅地に囲まれた農地であります。申請地の西側にある現在の住居が、熊本地震で被災したため、自己所有地に個人住宅建設を計画し、今回の農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により確認でき、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成 28 年 10 月 1 から平成 29 年 3 月 31 日までの計画であり、問題はありません。計画面積の妥当性は、畑 1 筆△m²を個人住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地へ日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断しております。17 ページをご覧ください。事業計画でございます。給水に関しては、御船町の公共水道管から給水する計画であります。汚水・生活排水ですが、宅地内に合併浄化槽を設け、浄化水は申請地の東側にある道路側溝へ放流する計画であります。雨水に関しては、宅地内の雨水は自然浸透方式で行い、屋根の雨水に関しては、敷地内に収水枡を設置して、上記同様東側にある道路側溝へ放流する計画であります。19 ページに配置図がございます。20 ページに現在の土地の状況を

載せております。以上のようなことから事務局といたしましては、許可相当と判断しております。 以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅建設の申請でした。こちらの担当委員は、19番委員お願いいたします。

19 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅建設でした。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、④番の申請の説明をお願いいたします。

事務局 21 ページをご覧ください。受付番号④番です。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。議案書 23 ページを確認ください。〇〇〇集落の近くであります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。面積は、△m²です。

役場より直線で 3 k m 離れた東側を道路、その他を山林に囲まれた畑地の一角である。約 55 年前までは水田として管理していたが、機械も入らず、傾斜が厳しく、日照も悪い為、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題はないと思われれます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、田 1 筆△m²を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等

に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。22 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透です。被害防除計画としては、周囲も山林である為支障はないと判断いたします。24 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。25 ページをご覧ください。始末書が提出されております。上記の物件は、約 55 年までは、水田作に利用していた、しかし、道路が狭く、機械が入らないということで、耕作できなくなりました。本来ならば、農地法第 4 条許可を受けて、植林すべきところでしたが、許可も受けずに、杉を植林したことは、重々、申し訳なく思います。したがって、現在は、山林となっております。今後このようなことがないように注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後、注意いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。ということで、始末書をつけていただいております。山林となっている写真を添付しております。ご確認ください。現在としては、山林となっております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条山林申請でした。担当委員 14 番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方举手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 39 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、10 ページをご覧ください。

議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、9 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇 〇〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 駐車場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²

③物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇市〇〇〇△番

〇〇 〇〇

大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

計 畑 2 筆 △m²

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 共同住宅です。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△

社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 駐車場。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△△ 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇 〇〇〇

理由 5 条使用貸借権設定 転用目的 個人住宅。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 駐車場です。

⑦物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目田 面積△m²。
大字〇〇字〇〇〇△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地

株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条使用貸借権設定（一時転用） 転用目的 工事現場
事務所です。

田 2 筆計△m²です。

⑧物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇 〇〇

理由 5条使用貸借権設定 転用目的 個人住宅です。

⑨物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番
〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転（県）（事業計画変更） 転用目的 ア
パートです。

以上農地法第5条所有権移転及び5条貸借権設定合計9件です。

議 長

はい、ありがとうございました。9件10筆です。では、①
番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、30ページをご覧ください。議案第35号受付番号①番 場
所に関しては、32ページをご覧ください。農地の区分ですが
第2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、
農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1
種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で
あり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で
生産性の低い農地で第2種農地にあると判断いたしました。
面積につきましては、△m²であります。農地の区分と転用目的
としては、申請地は役場より直線で3km位離れた東・北・西側
を道路、南側を農地に囲まれた農地である。申請人は、十数年
前家族が増え自家用車の数が増えたことに伴い、駐車場が必要
になった為、隣接地の兄の土地である申請地を譲渡してもらい

駐車場として利用していた。今回、追認という形で、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては現状のまま利用する計画であり、特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のまま使用する計画で問題はないと判断します。計画の妥当性ですが、田1筆、△m²の敷地に駐車場(2台分)の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。33ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は34ページに記載してあります。追認ですので、始末書提出されております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。駐車場への転用でございます。担当の5番委員お願いいたします。

5 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございませぬ。

議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思

われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②③の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、35 ページをご覧ください。受付番号②③番を合わせて進行いたします。②が所有権移転③が使用貸借権設定であります。場所といたしましては、37・42 ページに記載しております。面積といたしましては、 $\Delta\text{m}^2 \cdot \Delta\text{m}^2$ 合計 Δm^2 であります。申請地は、役場より 4k m ほど離れた東側宅地・畑、西側を宅地、北・南側を畑に囲まれた、畑地の一角であります。申請人は、以前から土地の有効利用を考えており、市街地からも近く立地条件および住環境も良いこと。また、周辺の共同住宅建設が見られ、ニーズもあるということから共同住宅の建築を計画した。今回は、隣接地も事業対象地として別途 5 条申請（使用貸借権設定）も行っている。そのようなことで、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 5 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆 Δm^2 、畑 1 筆 Δm^2 、合計 Δm^2 の敷地に共同住宅 1 棟の計画であり、施設等の配置等について妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地に共同住宅を建設することで、周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、西側町道の既設給水管より給水。雨水に関しましては、側溝などで集水し、

浸透枘を経て、オーバーフロー分を西側町道側溝へ放流する計画であります。生活雑排水・汚水は、敷地内合併浄化槽を経由し、西側町道側溝に放流する計画であります。38・43 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は39・44 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、2 番委員説明をお願いいたします。

2 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、45 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につきましては、47 ページに記載しております、確認ください。〇〇の手前から〇〇〇へ行く道の畑であります。

立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より3kmほど離れた東側を畑地、北・南側を道路、西側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、近隣で事業を営んでおりますが、職員及び来客用の駐車場が不足していることから、隣接地である申請地の所有者と話が済み売却していただくことが決まった。今回、出入りがしやすく、駐車場利用に適しているということで、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応す

る計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 9 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△m²、駐車場 20 台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、駐車場として利用する為給水は必要ありません。雨水に関しましては、砂利敷きである為地下浸透。48 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 49 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅申請でした。この担当委員 8 番委員お願いいたします。

8 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、50 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、52 ページに記載しております、確認ください。

「農地法の運用について」（平成 21.12.11 21 経営第 4530 号 21 農振第 1598 号）第 2-1-エ-（ア）-a-（a）水管、下水道管又ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請にかかる農地又は採草放牧地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公共施設が存在する農地ということで第 3 種農地と判断いたしました。役場から 500m ほど離れた東・北側を水田、南・西側を道路に囲まれた水田の一角であります。申請人は、現在、実家に両親と同居しておりますが、実家の後継者である兄の子供たちも成長し、手狭な感じがあり、以前から独立したいと思っていた。ただ、両親の老後の介護もしたいため、今回、実家と同じ集落内の父所有の申請地に個人住宅を計画し農地法第 5 条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、両親からの融資承諾書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 3 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△㎡の敷地に個人住宅 1 棟計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地に個人住宅を建設することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。前面町道内に敷設された、御船町管理の上水道を利用いたします。雨水に関しましては、濾過後に隣接の水路に放流します。生活雑排水、汚水は、前面町道内に敷設された、御船町管理の公共下水道を利用いたします。53 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写

真は 54 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議長 はい、ありがとうございます。個人住宅建設申請でした。この担当委員 13 番委員お願いいたします。

13 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、55 ページをご覧ください。受付番号⑥番。場所につきましては、57 ページに記載しております、確認ください。〇〇橋の手前に数件民家がございしますが、圃場整備が終わっている農地の所であります。第 2 種農地と判断しております。農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたる。面積といたしましては、△㎡です。転用目的としては、申請地は、役場より 1 km ほど離れており、東・西側を宅地、南側を道路、北側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、以前から自宅の駐車場が狭いことから困っていたところ、隣接地である申請地の地権者と話が進み、土地の売却してもらえるようになった。そのようなことから、今回、自宅駐車場として整備する計画をし、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な水田作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転

用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成28年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田1筆△㎡の敷地に自家用車2台分駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。58ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は59ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当委員13番委員お願いいたします。

13 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑦番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、60ページをご覧ください。受付番号⑦番。場所につきましては、62ページに記載しております、確認ください。○
○橋を渡り右折した農地であります。
立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場

より 2.5 kmほど離れた東側を道路、西側を雑種地、南側を宅地、北側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震によって被災を受けた御船川の河川工事を施行するにあたり、現場近くに工事現場事務所が必要になったところ、申請地の地権者と話が進み、今回、農地法第 5 条申請（一時転用）に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、使用貸借ということで特に問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 6 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 2 筆△㎡の敷地に工事現場事務所、駐車場、資材置場であり、配置等について妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を工事現場事務所として一時転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水に関しては地下浸透する計画であります。・生活雑排水に関しましては、出ません。追認となっておりますので始末書が添付されております。上記の物件は、熊本地震による御船川被災の復旧工事に係る工事現場事務所として緊急性があったため、本来ならば、農地法第 5 条許可を受けて工事着工すべきところでしたが、一時転用の許可も受けずに工事着工したことは申し訳なく思います。今後このようなことがないように注意いたしますので、何卒よろしく願いいたします。始末書が提出されております。63 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 65 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断

いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。工事現場事務所申請でした。この担当委員 8 番委員お願いいたします。

8 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑧番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、66 ページをご覧ください。受付番後⑧番。場所に関しては、69 ページに記載しております。確認ください。〇〇の〇〇〇〇さんの向かいの農地であります。第 2 種農地と判断しております。農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたる。面積としては、△㎡です。転用目的としては、申請地は、役場より直線で 4 km ほど離れた東・西・北側を雑種地、南側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、熊本地震によって、町内の自宅が全壊し居住することが出来なくなった為、〇〇〇のアパートに居住しております。町内の自宅は地盤破壊により全壊したことから、同場所での建替えは不安があり、今回の申請地に個人住宅建設を計画し農地法第 5 条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、資金証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 3 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1

筆△㎡の敷地に個人住宅1棟で、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。追認でもあります。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、合併浄化槽により処理を行い南側町道側溝へ放流する計画であります。70 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は71 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅申請でした。この担当委員19番委員お願いいたします。

19 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑨番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、72 ページをご覧ください。受付番号⑨番。計画変更承認申請書が提出されました。計画者〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△の〇〇〇〇さんが提出されました。7月の総会で承認いただいた案件でございます。平成28年7月27日付け熊本県指令中央農普振第6号による農地法第5条第1項の規定に基づく許可について、下記のとおり事業計画を変更したので申請いたします。今回73ページに変更点がございます。現在は、兄弟間で

の事で、貸借でも何ら問題はないが、将来的（孫の代）に考えた場合、トラブルの発生を防ぐため、所有権の移転をすることにした。変更前 5 条使用貸借権設定（兄弟間）変更後 5 条所有権移転（兄弟間）経緯であります。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ここの担当 13 番委員意見をお願いいたします。

13 番 はい、親族間の問題ですので、何ら問題はございません。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・担当委員から説明がございましたが、皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

無い様でございますので、この事業計画変更申請につきました承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。

続きまして、議案第 40 号

を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、75 ページをご覧ください。 議案第 40 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 9 月 12 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。76 ページ今月の新規分は、今月新規利用権設定が、田の合計が 6,895 m²畑は、4,858 m²です。計 11,443 m²です。次の 77 ページをご覧ください。こちらは、再設定分であります。今回は 1 件であります。田の 1,823 m²であります。畑等はないので計の 1,823 m²であります。次の 78 ページです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 28 年 9 月 12 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 9 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 242,528 m²畑の累計は、18,475 m²。田畑合計で 261,003 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 7,663 m²とな

っております。畑はございませんので累計は、7,663 m²です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 41 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、80 ページをご覧ください。
議案第 41 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 9 月 12 日提出 御船町農業委員会。
別紙につきましては本日、机上配布しております書類をご覧ください。今回農振除外申請が、4 件出されております。1 件目 2 件目は、同じ場所の農振除外申請であります。隣り合わせの申請であります。〇〇の〇〇というところになります。3 件目が、〇〇の〇〇というところであります。4 件目が、〇〇の〇〇であります。一件ごとに説明いたします。農業委員会としては、転用が可能なのかを判断しなければなりません。今回の農地に関しましては、4 ページに載せております。〇〇〇がありますが、そこから左折したら〇〇地区がございます。(農振地区) 今回 4 件出ておりますが、すべて、熊本地震により家屋が全壊した件での農振除外申請であります。1 件目申請者 大字 〇〇△△番地 〇〇 〇〇。除外申請目的として、農家住宅建設、変更をしようとする住所、大字〇〇字〇〇地番△番△地目 畑 面積△m²であります。県の農振部門の担当と農地転用担当者と確認をいたしました。農地区分の判断の根拠としては、農用地区内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産力の低い農地であります。第 2 種農地の区分であります。10ha 以上の広がりもなく、圃場整備する計画もなくこの農地に関しては、第 2 種農地であ

ると判断できます。全部効率要件としては、農家住宅建設ということですので、農業用倉庫も必要ということですので、およそ 1,000 m²までは出来ますので（最大で 1,100 m²）農地転用も可能であると判断できます。農地転用は出来ると判断いたしました。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。では担当の 4 番委員お願いいたします。

4 番 はい、現地確認してまいりました。現況は畑で、隣が自宅です。転用されても何ら問題はないと判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。熊本地震により自宅が半壊以上により農振除外申請により農家住宅建設を予定している状況であります。この件に関しまして、質問等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見がないようですので、この案件につきましては、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。続きまして、②番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、6 ページからになります。場所につきましては、1 件目の申請地と同様なところであります。9 ページに記載しております。ご確認ください。①番の東側、隣接地を同じように農振除外申請が出ております。事業計画者、大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇 変更の目的として、農家住宅建設となっております。変更しようとする土地の所在、大字〇〇字〇〇△番△地目 畑 面積△m²です。農家住宅ということで、農業用の機械類の駐車場、農業用資材置場などを置く面積が必要とするためこの農地を選定いたしました。農地区分としては、先ほどと同じ場所でありますので、第 2 種農地と判断されます。農地転用の可能性もあるということで、事務局としては判断いたしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これも 4 番委員意見をお願いいたします。

4 番 はい、これも先ほどと同様な案件でありますので、何も問題はないと判断いたします。お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件も、同様に熊本震災により自宅が倒壊し、自宅再建が出来ない為、現在、耕作中の

畑に建設を予定されている状況です。この件に関しまして、質問等がございましたらお願いいたします。

全委員
議長

ございません。

意見がないようですので、この案件につきましては、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、③番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、③件目になります。事業計画者は、〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇。こちらも農家住宅建設ということで変更申出書が提出されました。変更とする土地の所在、大字〇〇字〇〇△番△ 地目畑 分筆され面積△m²。残地は、農振が入ったまま農地として、利用する計画であります。場所につきましては、14 ページに記載しております。国道 445 線から〇〇〇方面へ左折して、新しく出来ました〇〇橋を渡ってすぐのところであります。今回の申請地であります。同じ集落に在住しております。集落内の移転であります。こちらも県同行で現地確認に行つて判断しております。配置図に記載してあります様に、車庫と記載してありますが、農業用資材、倉庫を兼ねて計画されております。後は、個人住宅予定地であります。若干ではありますが、農業用資材等を一部置くようであります。上水道は、集落から引き込むと伺っております。(100m以上)このような計画を立てられました。中山間でまばらに農振が入れてあります 10ha の纏まりのある農地ではありません。この農地を転用しても他の農地への影響はないと判断されます。以上なことから事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。こちらも 4 番委員の担当でありますお願いいたします。

4 番

はい、現在、国道が寸断されて通行が出来なくなった為、迂回路として使用されている途中であります、道路にも隣接していますし、問題はないと判断いたします。審議をよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。これは中山間に入っていたのを除外して農振も除外する計画ですね。3 件とも震災による申請です。この件に関しまして、質問等がございましたらお願いいたします。

- 全委員
議長
事務局
- ごさいません。
意見がないようですので、この案件につきましては、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、④番の要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局
- はい、15 ページになります。変更申出者の住所 氏名 ○○
○郡○○町大字○○△番地 ○○ ○○ 変更理由 農家住宅建設のため。変更としようとする土地の所在 大字○○字○○△△の一部 地目 田 面積△㎡の内△㎡です。部分的に除外ということでありまして、場所につきましては、18 ページに記載しております。○○集落の入口であります。地図を見ると、小さく田がありますが、現在は、圃場整備して有ります。この中の一角を除外申請してあります。第1種農地であると判断できます。第1種農地の例外を使って農振除外を出来るかを県と現地確認へ参りました。申請地の南側に個人住宅があります。一点でも接続していれば、集落接続として判断されますから、第1種農地の例外で、許可が可能であるということ、部分的に切れないものですから、縦長に分筆していただいた状況であります。希望としては、正方形になっておりますが、半分だけ切りたいという希望でしたが、○○さん宅前まで伸ばさなければなりません。農振除外時に、整った形で残さなければならぬ為、このような形で切っていただいた状況であります。農業委員会といたしましては、農地の区分としては、第1種農地と判断しております。許可の基準といたしましては、住宅その他申請に関しましては、居住する者の、業務上必要な施設で集落に接続している農地であり、1種の例外を使って転用が可能と判断できます。よって、転用の見込みがあると判断できます。
- 2 番
事務局
議長
14 番
- はい、除外するのであれば、農振の末端でなければ除外できなかったと思っております。
- 事務局
- はい、通常の場合だと今回の除外申請は出来ません。しかし、熊本震災により除外申請が、ゆるくなり1辺以上集落接続があれば、例外規定で認めましょうといった事で、認められます。
- 議長
- はい、ここの担当委員は、14番委員の意見をお願いいたします。
- 14 番
- はい、申請者も震災に遭われて、土地も大分探されましたが、

適当な土地がありませんでした。自分の所有する農地を宅地へ転用することで、周囲には影響はないと判断いたしました。よって、何ら問題はないと判断いたします。審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。意見も出ておりましたが、どなたか意見のある方は、いらっしゃいませんか。

20 番 災害で、自宅を建てたいので是非ともお願ひいたします。と、いった願ひがありました。

議 長 意見がないようですので、この案件につきましては、承認いただける方の挙手をお願ひいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第1号の件につきましては、事務局よりお願ひいたします。

事務局 はい、81 ページをご覧ください。

農業委員会から証明をお願いしますということから出しております。例えば、非農地証明、農用地でない旨の証明、町長部局よりさまざまな、証明書発行しております。非農地証明が2件出ております。(現地確認が必要である為、各委員さんに見ていただいております。)

報告第1号 下記の農地は、昭和27年10月20日以前から山林・宅地となっており、農地法第2条に規定する農地でないことを証明する。

山林 土地の所在 ○○町大字○○字○○△ 面積△m²
○○町大字○○字○○△ 面積△m²

所有者 ○○ ○○

宅地 土地の所在 ○○町大字○字○○○△ 面積△m²

所有者 ○○ ○○○

山林から説明いたします。82～84 ページに載せております。写真を見ていただくと解るとおり、杉の生長は理解できますが、檜は成長が遅い為細いですが、同期に植林したと伺っております。区長からの同意を取っておられます。事務局といたしましては、非農地証明の願ひが出ておりますので、事務局としては、許可相当と判断いたします。(近隣の委員に現地確認はしていただいております。)

議 長 山林の件は、○○でありますので、9番委員お願ひいたします。

9 番 はい、現地確認いたしました。約63年前から植林されており、現場としても山林としか判断できないところであります。審

議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。写真を見ても山林といった状況ですね。この件についてご意見のある方はいらっしゃいませんか。

全委員 ございません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しましては、承認いただける方の挙手をお願いいたします。 ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。非農地証明を発行いたします。続きまして、宅地の件を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、85～87 ページです。写真をご覧いただくと改装・改装を幾度か行われている住宅であります。税務課に確認したところ、〇〇〇年に母屋を建設されたようであります。農地法の施行前であります。宅地と判断されていた。地籍調査により宅地にされておりますが、調査が最近であった為、登記まで行っていない状況でありました。まず、地目変更をしたいということで申請に至った。現場としては、近隣の委員に現地確認していただきました。区長さんからの同意は取っております。添付してあります。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ここの担当は、7番委員お願いいたします。

7 番 はい、先だって現地確認へ参りました。説明があったように家の前に、野菜等が作付されておりました。震災があつて自宅が半壊状態である為建て直したいということで、今回の申請になったようであります。何ら問題はないと判断いたします。審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。写真を見ると壁に亀裂が入っている状況ですね。只今、説明がございましたが、この件につきましてご意見がある方ございませんか。

全委員 ございません。

議 長 無いようですので、この件に関しましては、承認いただける方の挙手をお願いいたします。 ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。非農地証明を発行いたします。後は、事務局からの連絡をお願いいたします。

事務局 はい、何点か連絡いたします。
報酬の件（積み立て）

保険料の件

農業新聞の件

慶弔費の件 合計 27,000 円費用として報酬よりいただいております。ご理解ください。

現在、意向調査の中で、利用状況調査を実施しております、事務局への問い合わせが殺到しております。荒廃農地に関しましては、非農地証明の申請をしていただいております。(植林は除く)現地確認等がございますので、ご協力お願いいたします。植林関係の分は、意向調査の中で先に転用を進めていきたいと判断いたします。(現地確認山の中がありますので、お願いいたします。)

次回の総会につきましては、10月11日(火)13:30～、場所につきましては、本庁3階大会議室で行います。(後日、通知いたします。)以上です。

議長

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

19 番

㊞

20 番

㊞